

県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係条例の整備等  
に関する条例案

平成 28 年（2016 年）9 月 21 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係条例の整備等  
に関する条例

（札幌市立高等学校等の職員に係る給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の廃止）

第 1 条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 札幌市立高等学校等の職員に係る給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 27 年条例第 54 号）
- (2) 札幌市立学校職員の退職手当の支給制限等の処分に係る手続に関する条例（平成 21 年条例第 53 号）

（札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第 2 条 札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 19 年条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（教育給与条例の適用除外等）

第 5 条の 2 札幌市立学校教育職員の給与に関する条例（平成 28 年条例第 号。以下「教育給与条例」という。）第 2 条第 3 項及び第 4 項、第 3 条、第 11 条から第 15 条まで、第 18 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条並びに第 30 条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

- 2 特定任期付職員に対する教育給与条例第 2 条第 2 項、第 27 条第 2 項、第 32 条において読み替えて準用する給与条例第 32 条の 2 及び第 34 条において読み替えて準用する給与条例第 34 条の規定の適用については、

教育給与条例第2条第2項中「管理職員特別勤務手当」とあるのは「管理職員特別勤務手当並びに札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年条例第48号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第4項の特定任期付職員業績手当」と、教育給与条例第27条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の165」と、教育給与条例第32条において読み替えて準用する給与条例第32条の2第1項中「「管理職員」という。）」とあるのは「「管理職員」という。）及び任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、教育給与条例第34条において読み替えて準用する給与条例第34条中「手当」とあるのは「手当及び任期付職員条例第4条第4項の特定任期付職員業績手当」とする。

（札幌市職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正）

第3条 札幌市職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和26年条例第35号。以下「市分限懲戒条例」という。）の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「給料」の次に「（札幌市立学校教育職員の給与等に関する特別措置条例（平成28年条例第 号）第2条第1項に規定する教職調整額を含む。）」を加える。

（札幌市職員の勤務条件に関する条例の一部改正）

第4条 札幌市職員の勤務条件に関する条例（平成6年条例第39号。以下「市勤務条件条例」という。）の一部を次のように改正する。

(1) 第1条中「職員」の次に「（札幌市立学校教育職員の勤務条件に関する条例（平成28年条例第 号）第1条に規定する教育職員を除く。以下同じ。）」を加える。

(2) 第2条第1項中「1週間について」を「4週間を超えない期間につき1週間当たり」に改め、同条第2項中「勤務時間は」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第3項中「1週間について」を「4週間を超えない期間につき1週間当たり」に改める。

(3) 第11条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び組合休暇」に改める。

(4) 第12条第2項第2号を次のように改める。

(2) 札幌市立学校教育職員の勤務条件に関する条例第1条に規定する教

## 育職員

- (5) 第18条を第19条とし、第17条を第18条とする。
- (6) 第16条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び組合休暇」に改め、同条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（組合休暇）

第16条 組合休暇は、職員が、登録を受けた職員団体の規約に定める機関で人事委員会規則で定めるものの構成員として当該機関の業務に従事する場合及び当該職員団体の加入する上部団体の当該機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務として認められるものに従事する場合における休暇とし、その日数は、1年度につき30日を超えないものとする。

2 前条第3項の規定は、組合休暇について準用する。

- (7) 附則第8項中「第16条」を「第17条」に改める。
- (8) 附則第10項から第15項までを削る。

（札幌市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第5条 札幌市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第55号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第2条の2第2号中「第14条」の次に「（札幌市立学校教育職員の勤務条件に関する条例（平成28年条例第 号。以下「教育勤務条件条例」という。）第2条第1項において準用する場合を含む。）」を加える。
- (2) 第7条第1項中「第29条第1項」の次に「又は札幌市立学校教育職員の給与に関する条例（平成28年条例第 号。以下「教育給与条例」という。）第27条第1項」を加え、同条第2項中「第29条の4第1項」の次に「又は教育給与条例第30条第1項」を加える。
- (3) 第8条中「第13条第1項」の次に「又は教育給与条例第11条第1項」を加える。
- (4) 第9条第1項中「第9条第4項」の次に「又は札幌市立学校教育職員退職手当条例（平成28年条例第 号。以下「教育退職手当条例」という。）第15条第1項及び第17条第4項」を、「退職手当条例第8条の4第1項」の次に「又は教育退職手当条例第15条第1項」を加え、同条第2項中「第

9条第4項」の次に「又は教育退職手当条例第17条第4項」を加え、「同項」を「これらの規定」に改める。

(5) 第12条第1号中「第3条の」を「第3条（教育勤務条件条例第2条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の」に改め、同号ア中「第3条第1項」の次に「(教育勤務条件条例第2条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、同条第2号中「第4条第1項」の次に「(教育勤務条件条例第2条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

(6) 第15条の表第5条の2第3項及び第13条第2項の項中「第5条の2第3項及び第13条第2項」を「第5条の2第3項並びに第13条第2項及び第3項」に改め、同表第25条の3第2号の項中「第10条第5号」を「第11条第1号」に改め、同表第30条第3項の項及び第30条第4項の項中「第15条」を「第15条第1項」に改め、同表第30条第5項の項中「第15条」を「第15条第1項」に、「同項ただし書」を「第30条第1項ただし書」に改め、同条に次の1項を加える。

2 育児短時間勤務をしている職員についての教育給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる教育給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、教育勤務条件条例第2条第1項において読み替えて準用する市勤務条件条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定に基づき人事委員会規則で定める勤務
--------	------	--

		時間で除して得た数 (以下「算出率」とい う。)を乗じて得た額と する
第 3 条 第 3 項 並 び に 第 1 1 条 第 2 項 及 び 第 3 項	決定する	決定するものとし、そ の者の給料月額、そ の者の受ける号俸に応 じた額に、算出率を乗 じて得た額とする
第 3 条 第 4 項	とする	に、算出率を乗じて得 た額とする
第 2 0 条 第 1 項	において、	において、札幌市職員 給与条例第 2 5 条の 3 第 2 号中「再任用短時 間勤務職員」とあるの は「札幌市職員の育児 休業等に関する条例 (平成 4 年条例第 5 5 号) 第 1 1 条 第 1 号に 規定する育児短時間勤 務をしている職員」と、
第 2 7 条 第 4 項 及 び 第 3 0 条 第 3 項	給料	給料の月額を算出率で 除して得た額
第 2 7 条 第 5 項	給料の月額	給料の月額を算出率で 除して得た額

- (7) 第 1 6 条の表第 4 条第 1 項の項中「第 2 条第 2 項」の次に「(札幌市立学校教育職員の勤務条件に関する条例(平成 2 8 年条例第 号) 第 2 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、「同条第 1 項」を「札幌市職員の勤務条件に関する条例第 2 条第 1 項(札幌市立学校教育職員の勤務条件に関する条例第 2 条第 1 項において準用する場合を含む。)」に改

める。

- (8) 第18条第1項中「第9条第4項」の次に「又は教育退職手当条例第15条第1項及び第17条第4項」を、「退職手当条例第8条の4第1項」の次に「又は教育退職手当条例第15条第1項」を加え、同条第2項中「第9条第4項」の次に「又は教育退職手当条例第17条第4項」を加え、「同項」を「これらの規定」に改め、同条第3項中「の退職手当条例」の次に「又は教育退職手当条例」を、「第3条第1項」の次に「又は教育退職手当条例第6条第1項」を加える。
- (9) 第23条第1項中「まで」の次に「(教育勤務条件条例第2条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。
- (10) 第24条中「第8条」の次に「又は教育給与条例第8条」を加え、「同条」を「これら」に改める。

(札幌市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

第6条 札幌市職員の自己啓発等休業に関する条例(平成21年条例第56号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第11条中「第13条第1項」の次に「又は札幌市立学校教育職員の給与に関する条例(平成28年条例第 号)第11条第1項」を加える。
- (2) 第12条第1項中「第9条第4項」の次に「又は札幌市立学校教育職員退職手当条例(平成28年条例第 号。以下「教育退職手当条例」という。)第15条第1項及び第17条第4項」を、「退職手当条例第8条の4第1項」の次に「又は教育退職手当条例第15条第1項」を加え、同条第2項中「第9条第4項」の次に「又は教育退職手当条例第17条第4項」を加える。

(札幌市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正)

第7条 札幌市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年条例第62号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第7条第2号中「第14条」の次に「(札幌市立学校教育職員の勤務条件に関する条例(平成28年条例第 号)第2条第1項において準用する場合を含む。)」を加える。
- (2) 第10条第1項中「第13条第1項」の次に「又は札幌市立学校教育職員の給与に関する条例(平成28年条例第 号)第11条第1項」を加え

る。

- (3) 第11条第1項中「第9条第4項」の次に「又は札幌市立学校教育職員退職手当条例（平成28年条例第 号。以下「教育退職手当条例」という。）第15条第1項及び第17条第4項」を、「退職手当条例第8条の4第1項」の次に「又は教育退職手当条例第15条第1項」を加え、同条第2項中「第9条第4項」の次に「又は教育退職手当条例第17条第4項」を加え、「同項」を「これらの規定」に改める。

（札幌市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正）

第8条 札幌市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

（札幌市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第9条 札幌市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年条例第3号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第5条第1項中「又は」を「若しくは」に改め、「第9条第4項」の次に「又は札幌市立学校教育職員退職手当条例（平成28年条例第 号。以下「教育退職手当条例」という。）第7条第2項、第8条第1項若しくは第17条第4項」を加え、同条第2項中「第9条第4項」の次に「又は教育退職手当条例第15条第1項及び第17条第4項」を、「退職手当条例第8条の4第1項」の次に「又は教育退職手当条例第15条第1項」を加える。

- (2) 第8条中「第34条の2第1項」の次に「又は札幌市立学校教育職員の給与に関する条例（平成28年条例第 号）第35条第1項」を加える。

（公益的法人等への札幌市職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第10条 公益的法人等への札幌市職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第34号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第5条第2項中「第34条の2第1項」の次に「又は札幌市立学校教育職員の給与に関する条例（平成28年条例第 号）第35条第1項」を加える。

- (2) 第7条の見出し中「退職手当条例」の次に「又は教育退職手当条例」を加え、同条第1項中「という。）」の次に「又は札幌市立学校教育職員退職手当条例（平成28年条例第 号。以下「教育退職手当条例」という。）」を、「第5条第1項第4号及び第8条の4第1項」の次に「又は教育退職手当条例第7条第2項、第8条第1項第4号及び第15条第1項」を、「第5条第2項及び第8条の4第1項」の次に「又は教育退職手当条例第7条第2項、第8条第2項及び第15条第1項」を加え、同条第2項中「第9条第4項」の次に「又は教育退職手当条例第15条第1項及び第17条第4項」を、「退職手当条例第8条の4第1項」の次に「又は教育退職手当条例第15条第1項」を加え、同条第4項中「退職手当条例」の次に「又は教育退職手当条例」を加える。
- (3) 第15条第2項中「第34条の2第1項」の次に「又は札幌市立学校教育職員の給与に関する条例第35条第1項」を加える。
- (4) 第17条の見出し中「退職手当条例」の次に「又は教育退職手当条例」を加え、同条中「関する退職手当条例」の次に「又は教育退職手当条例」を、「第5条第1項第4号及び第8条の4第1項」の次に「又は教育退職手当条例第7条第2項、第8条第1項第4号及び第15条第1項」を、「第5条第2項及び第8条の4第1項」の次に「又は教育退職手当条例第7条第2項、第8条第2項及び第15条第1項」を加える。
- (5) 第18条第1項中「第9条第1項」の次に「又は教育退職手当条例第17条第1項」を加え、同条第2項中「除く。）」の次に「又は教育退職手当条例第17条（第5項の規定を除く。）」を加え、同条第3項中「退職手当条例」の次に「又は教育退職手当条例」を加える。
- (6) 附則第3項及び第4項を削る。

（職員団体のための職員の実行の制限の特例に関する条例の一部改正）

第11条 職員団体のための職員の実行の制限の特例に関する条例（昭和41年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第8条」の次に「又は札幌市立学校教育職員の給与に関する条例（平成28年条例第 号）第8条」を加える。

（札幌市職員給与条例の一部改正）

第12条 札幌市職員給与条例（昭和26年条例第21号。以下「市給与条例」という。）の一部を次のように改正する。

(1) 第29条第1項及び第29条の4第1項中「第34条の2第5項」を「第34条の2第6項」に改める。

(2) 第34条の2第7項中「第5項の規定の」を「第6項の規定の」に、「第34条の2第5項」を「第34条の2第6項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第34条の2第5項」を「第34条の2第6項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「前3項」を「前4項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する職員（公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和32年法律第117号）の適用を受けるものに限る。）が結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

（札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第13条 札幌市単純な労務に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「又は介護休暇」を「、介護休暇」に改め、「休暇をいう。）」の次に「又は組合休暇（当該職員が労働組合の機関で任命権者が指定するものの構成員として当該機関の業務に従事する場合及び当該労働組合の加入する上部団体の当該機関に相当する機関の業務で当該労働組合の業務として認められるものに従事する場合における休暇をいう。）」を加える。

（札幌市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第14条 札幌市職員等の旅費に関する条例（昭和26年条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表1の7の項及び8の項中「、業務職員」を「、教諭、養護教諭、栄養

教諭、講師、業務職員」に改める。

(札幌市職員退職手当条例の一部改正)

第15条 札幌市職員退職手当条例(平成16年条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則に次の4項を加える。

(県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う経過措置等)

- 17 北海道職員等の退職手当に関する条例(昭和28年北海道条例第149号。以下「道退職手当条例」という。)又は県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例(平成28年条例第 号)第1条第1号の規定による廃止前の札幌市立高等学校等の職員に係る給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和27年条例第54号。以下「市高等学校等給与等条例」という。)の適用を受けていた札幌市立学校(札幌市立学校設置条例(昭和39年条例第6号)第1条に掲げる学校をいう。次項において同じ。)の職員で平成29年4月1日(以下「切替日」という。)前に退職したものに対して切替日以後に行われる退職手当の支給又はこれに関する処分、手続その他の行為については、なお従前の例による。
- 18 切替日の前日において道退職手当条例又は市高等学校等給与等条例の適用を受けていた札幌市立学校の職員で、引き続きこの条例の適用を受けるもの(以下「特定職員」という。)が、切替日から平成32年3月31日までの間に退職した場合において、その者が切替日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、道退職手当条例(市高等学校等給与等条例第4条において準用する場合を含む。)の規定により計算した額(以下この項において「切替前日算定額」という。)が、この条例の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、当該規定にかかわらず、切替前日算定額をもってその者に支給すべき当該規定による退職手当の額とする。
- 19 特定職員については、札幌市職員退職手当条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第64号)附則第3条の規定は適用しない。
- 20 特定職員の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、

切替日前における道退職手当条例（市高等学校等給与等条例第4条において準用する場合を含む。）に規定する職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

（札幌市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第16条 札幌市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「又は介護休暇」を「、介護休暇」に改め、「休暇をいう。）」の次に「又は組合休暇（当該職員が労働組合の機関で管理者が指定するものの構成員として当該機関の業務に従事する場合及び当該労働組合の加入する上部団体の当該機関に相当する機関の業務で当該労働組合の業務として認められるものに従事する場合における休暇をいう。）」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（札幌市職員の分限及び懲戒に関する条例に係る経過措置）

第2条 施行日の前日において第1条第1号の規定による廃止前の札幌市立高等学校等の職員に係る給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「市高等学校等給与等条例」という。）の適用を受けていた職員で引き続き市分限懲戒条例の適用を受けるものの施行日前に受けた休職の処分若しくは懲戒処分又は施行日前の事案に係る懲戒処分に関しては、なお従前の例による。

2 施行日前に北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年北海道条例第60号）又は市高等学校等給与等条例の適用を受け、かつ、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号の事由により休職にされたものが施行日前に復職を命ぜられ、施行日以後において当該復職を命ぜられた日から1年以内に再度同号の事由により休職したものに係るこれらの休職の期間の通算については、市分限懲戒条例第5条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（札幌市職員の勤務条件に関する条例の一部改正等に伴う経過措置）

第3条 施行日前において職員が市町村立学校職員給与負担法に規定する学校

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和27年北海道条例第81号。以下「市町村立学校勤務条件条例」という。）第2条又は市高等学校等給与等条例第3条において準用し、又は読み替えて準用する北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号。以下「道勤務条件条例」という。）第6条の規定により施行日以後の日に週休日の振替等が行われた場合においては、当該週休日の振替等は市勤務条件条例第5条の規定によるものとみなす。

- 2 施行日前において職員が市町村立学校勤務条件条例第2条又は市高等学校等給与等条例第3条において準用し、又は読み替えて準用する道勤務条件条例第9条の2第1項の規定により施行日以後の日に同項に規定する時間外勤務代休時間が指定された場合においては、当該時間外勤務代休時間の指定は市勤務条件条例第7条の2第1項の規定による同項に規定する代休時間の指定とみなす。
- 3 施行日前に職員が市町村立学校勤務条件条例第2条又は市高等学校等給与等条例第3条において準用し、又は読み替えて準用する道勤務条件条例第9条の4第1項若しくは第3項（これらの規定を同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第2項の規定により行った請求に基づき施行日以後に当該職員が受ける深夜勤務及び時間外勤務の制限は、市勤務条件条例第8条の規定によるものとみなす。
- 4 施行日前において職員が市町村立学校勤務条件条例第2条又は市高等学校等給与等条例第3条において準用し、又は読み替えて準用する道勤務条件条例第11条第1項の規定により、施行日以後の日に同項に規定する代休日が指定された場合においては、当該代休日の指定は市勤務条件条例第10条第1項の規定によるものとみなす。
- 5 施行日前から引き続き在職する職員のうち、施行日の前日において市町村立学校勤務条件条例又は市高等学校等給与等条例の適用を受けていたものの平成29年度における年次休暇の日数については、第4条の規定による改正後の市勤務条件条例（以下「改正後の市勤務条件条例」という。）第12条の規定にかかわらず、この条例の施行の際の当該職員の市町村立学校勤務条件条例第2条又は市高等学校等給与等条例第3条において準用し、又は読み替

えて準用する道勤務条件条例第13条の規定による平成29年における年次有給休暇の残日数に5日（改正後の市勤務条件条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等及び同条第3項に規定する再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務日数を考慮し5日を超えない範囲で人事委員会規則で定める日数）を加えた日数とする。

6 前項の平成29年における年次有給休暇の残日数のうちに市町村立学校勤務条件条例第2条又は市高等学校等給与等条例第3条において準用し、又は読み替えて準用する道勤務条件条例第13条第2項の規定により繰り越された年次有給休暇の残日数がある場合においては、当該繰り越された年次有給休暇の残日数分の平成29年度における年次休暇については、市勤務条件条例第12条第3項の規定は適用しない。

7 施行日において現に市町村立学校勤務条件条例第2条又は市高等学校等給与等条例第3条において準用し、又は読み替えて準用する道勤務条件条例第18条の規定に基づく承認を受けている休暇については、改正後の市勤務条件条例第17条の規定に基づき任命権者が承認したものとみなす。

8 前項の規定により任命権者が承認したものとみなされた病気休暇及び施行日前に職員が負傷し、又は疾病にかかったため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合において、施行日以後に当該病気休暇に引き続き使用する病気休暇の期間は、市勤務条件条例第13条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（札幌市職員の自己啓発等休業に関する条例に係る経過措置）

第4条 施行日において現に北海道職員等の自己啓発等休業に関する条例（平成20年北海道条例第2号）第2条（同条例第7条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく承認を受けている職員（市高等学校等給与等条例第5条の規定により自己啓発等休業の承認を受けているものを含む。）は、札幌市職員の自己啓発等休業に関する条例第2条（同条例第7条第3項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けたものとみなす。

（札幌市職員の配偶者同行休業に関する条例に係る経過措置）

第5条 施行日において現に北海道職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年北海道条例第83号）第2条（同条例第6条第2項において準用す

る場合を含む。)の規定に基づく承認を受けている職員(市高等学校等給与等条例第5条の規定により配偶者同行休業の承認を受けているものを含む。)は、札幌市職員の配偶者同行休業に関する条例第2条(同条例第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けたものとみなす。

(札幌市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例に係る経過措置)

第6条 施行日において現に外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例(昭和63年北海道条例第1号)第2条第1項の規定により外国の地方公共団体の機関等に派遣されている職員(市高等学校等給与等条例第5条の規定により外国の地方公共団体の機関等に派遣されているものを含む。)は、札幌市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第1項の規定により派遣されているものとみなす。

(公益的法人等への札幌市職員の派遣等に関する条例に係る経過措置)

第7条 施行日において現に公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例(平成13年北海道条例第54号)第2条第1項の規定により公益的法人等に派遣されている職員(市高等学校等給与等条例第5条の規定により公益的法人等に派遣されているものを含む。)は、公益的法人等への札幌市職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定により派遣されているものとみなす。

(札幌市職員給与条例の一部改正等に伴う経過措置)

第8条 施行日の前日において市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校給与条例」という。)又は市高等学校等給与等条例の適用を受けていた札幌市立学校(札幌市立学校設置条例(昭和39年条例第6号)第1条に掲げる学校をいう。)の職員で引き続き市給与条例の適用を受けるもの(以下この条において「特定学校職員」という。)の施行日における職務の級及び号俸については、その者の職務に応じ、部内の他の職員との均衡、その者の従前の勤務成績等を考慮して決定する。

2 施行日の前日までの市高等学校等給与等条例第2条第1項において準用し、

又は読み替えて準用する北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「道給与条例」という。）の規定による給与については、なお従前の例による。

3 特定学校職員で、その者の受ける給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成35年3月31日までの間は、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

4 特定学校職員（前項に規定する者を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該特定学校職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

5 特定学校職員のうち、施行日の前日において北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第30号）附則第3項から第5項までの規定の適用を受けていたものについては、施行日以後においても、平成30年3月31日までの間は、これらの規定の例により給料を支給する。この場合において、同条例附則第3項中「その者の受ける給料月額」とあるのは、「その者の受ける給料月額（県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成28年条例第 号）附則第8条第3項又は第4項の規定による給料を支給される特定学校職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）」と、「相当する額（第1条の規定による改正後の北海道学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）附則第27項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける学校職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項及び附則第10項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）」とあるのは「相当する額」とする。

6 特定学校職員については、札幌市職員給与条例等の一部を改正する条例（平

成 26 年条例第 63 号) 附則第 5 条第 3 項の規定は適用しない。

- 7 第 3 項から第 5 項までの規定による給料を支給される特定学校職員の札幌市職員退職手当条例第 3 条第 1 項に規定する退職日給料月額には、第 3 項から第 5 項までの規定による給料の額は含まないものとする。ただし、同条例第 8 条の 5 第 2 項に規定する基本給月額に含まれる給料の月額については、この限りでない。
- 8 特定学校職員のうち、施行日の前日から引き続き再任用職員として在職しているものでその職務の級が 3 級であるもの（第 5 項の適用を受ける職員を除く。）に対する市給与条例別表 1 の適用については、平成 30 年 3 月 31 日までの間は、同表再任用職員の項中「250, 800」とあるのは、施行日の前日において市町村立学校給与条例第 2 条第 1 項又は市高等学校等給与等条例第 2 条第 1 項において準用する道給与条例別表第 1 の行政職給料表の適用を受けていた職員にあつては「254, 000」と、同日において市町村立学校給与条例第 2 条第 1 項において準用する道給与条例附則第 5 項において定めのあることとされる医療職給料表の適用を受けていた職員にあつては「255, 700」とする。
- 9 附則第 3 条第 7 項の規定により任命権者が改正後の市勤務条件条例第 17 条の承認をしたものとみなされた病気休暇又は施行日前に特定学校職員が負傷し、若しくは疾病にかかったため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合において、施行日以後に当該病気休暇に引き続き使用される病気休暇を連続して 90 日を超えて使用する特定学校職員に係る給与の減額については、なお従前の例による。
- 10 施行日の前日において市町村立学校給与条例第 2 条第 2 項若しくは市高等学校等給与等条例第 2 条第 1 項において準用する道給与条例第 10 条第 1 項の規定に基づき扶養手当の支給を受けている特定学校職員（以下この項において「扶養手当受給者」という。）又は同条第 5 項の規定により扶養手当の支給を受けるための届出をしている特定学校職員（扶養手当受給者を除く。）については、施行日に、市給与条例第 16 条の規定による届出を行ったものとみなす。
- 11 特定学校職員になることが見込まれる者（前項の規定の適用を受けるこ

ととなる者を除く。)は、施行日前においても、市給与条例第16条の規定の例により、届出を行うことができる。

1.2 特定学校職員のうち、施行日の前日及び施行日における役職段階、職務の級等を考慮して人事委員会規則で定めるものについては、市給与条例第29条第5項及び第29条の4第4項の規定にかかわらず、市給与条例第29条第4項及び第29条の4第3項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の5を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を市給与条例第29条第2項の期末手当基礎額及び市給与条例第29条の4第2項の勤勉手当基礎額とする。

1.3 特定学校職員に対しては、施行日前において市町村立学校勤務条件条例第2条又は市高等学校等給与等条例第3条において準用し、又は読み替えて準用する道勤務条件条例第4条第2項又は第5条の規定によりあらかじめ割り振られた施行日以後の1週間の勤務時間を市給与条例第30条第3項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間とみなして、同項の規定を適用する。

1.4 施行日前から引き続き休職にされている特定学校職員（施行日以後にその休職の期間を更新されたものを含む。以下この項において「継続休職職員」という。）又は施行日前に休職にされていた特定学校職員で施行日前に復職を命ぜられ、施行日以後において当該復職を命ぜられた日から1年以内に再度休職にされたもの（附則第2条第2項の規定により施行日以後の休職に係る期間を通算しないもの及び市分限懲戒条例第5条第2項ただし書の規定の適用を受けるものを除く。）のうち、施行日前に市町村立学校給与条例第2条第2項又は市高等学校等給与等条例第2条第1項において準用し、又は読み替えて準用する道給与条例第21条第3項又は第4項の規定による給与の支給を受けていたものに対しては、施行日前の休職に係る期間を第12条の規定による改正後の市給与条例第34条の2第3項に規定する休職の期間とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、施行日の前日に市町村立学校給与条例第2条第2項又は市高等学校等給与等条例第2条第1項において準用し、又は読み替えて準用する道給与条例第21条第3項の規定による給与の支給を受けていた継続休職職員に係る第12条の規定による改正後の

市給与条例第34条の2第3項の規定の適用については、同項中「1年6月」とあるのは、「2年」とする。

(札幌市職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第9条 第14条の規定による改正後の札幌市職員等の旅費に関する条例別表1の規定は、施行日以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(理 由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による市町村立学校職員給与負担法の一部改正により、札幌市立学校の一部の教育職員の給与負担等に関する権限が北海道から移譲されることに伴う関係条例の整備等を行うため、本案を提出する。